らいふぷらん

FCO·OP
発行日 2018年 3月15日
発行者 くらし見直し委員会
ＬＰＡ活動
高木 美根子
NO 140

〈平成29年4月から〉75歳以上の方の医療保険料の軽減率が変りました

75歳以上の方はすべて後期高齢者医療制度に加入するため、、75歳前日まで、ご家族の会社などの健康保険などで被扶養者で、保険料の負担がなかった方も保険料を負担することになりました。そのため収入に応じて、平成28年度までは特例で保険料が軽減されていましたが、平成29年4月から軽減率が変更されています。

① 平成28年度までは年収約153万円～約211万円の方は所得割の額が5割軽減されていましたが、平成29年度は2割軽減になり、負担が増えることになります。
（※65歳から74歳で障害のある方で後期高齢者広域連合の認定を受けている方も含みます。）

75 歳以上の方の保険料は、❶個人の年収に応じて納める部分（所得割）と、❷全員が納める定額部分（均等割り）があります。

❶所得割の軽減率が5割から2割となり、負担が増えることになります。
※月額で最大1,320円（全国平均）の増額となります。

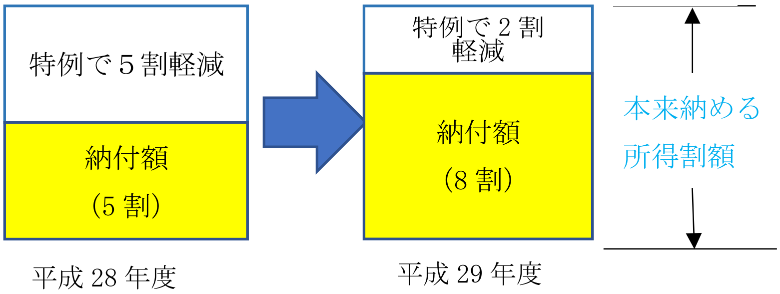

②元被扶養者で特定の要件に該当する方は均等割りの額が変わります。
特例的に9割軽減されていたのが7割軽減になり負担が増えることになります。

❷均等割りの軽減率が9割から7割となり負担が増えます。
※月額約750円（全国平均）の増額となります。

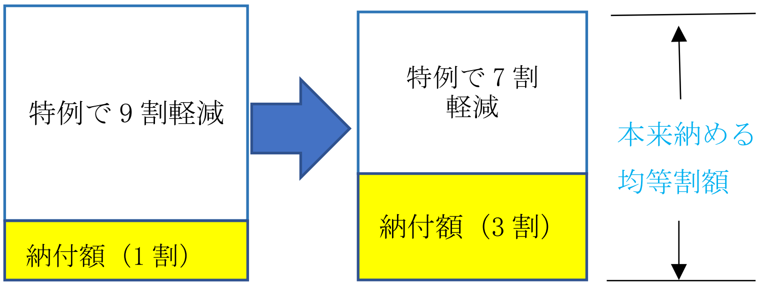

★元被扶養者とは、75歳になる前日に、健康保険の被扶養者であった方です。
★例えば、単身の方で、年金収入が65万円を超える方や、75歳以上の夫婦2人世帯で、一方の年金収入が168万円を超える場合などの要件に該当する方が対象となります。
※ただし、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減（9割軽減、8.5割軽減）が受けられます。

今後、この特例は所得割については2018年度には軽減なし、元被扶養者均等割りも2018年度には5割軽減、2019年度には軽減なしとなるので、さらに負担が増えることになりそうです。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA活動事務局
TEL：０９２－９４７－９００３ FAX：０９２－９４７－９１９２